

2019年度「東南アジア青年の船」事業（第46回） 応募要領

1 応募資格

「東南アジア青年の船」事業の日本参加青年に応募する者は、次の各条件を満たす者でなければならない。

- (1) 国籍及び年齢
日本国籍を有し、2019年4月1日現在、18歳以上30歳以下（1988年4月2日から2001年4月1日までに出生）の者
- (2) 社会への貢献
地域、職域、学校又は青少年団体等において、帰国後もその経験をいかして国際交流活動、青少年活動等を活発に行うことが期待できる者
- (3) 心身の状況
心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者
- (4) 知識及び技能
日本の社会、文化等について相当程度の知識又は技能がある者
- (5) 訪問国への関心と理解
訪問国に対して関心と理解がある者
- (6) 語学力
事業期間中、定められた活動を円滑に行うことができる英語力を有する者
- (7) 事業全日程への参加
事前研修、出航前研修、本体プログラム及び帰国後研修の全日程に参加できる者

2 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

- (1) 本事業を含め、過去に内閣府の行う青年国際交流事業に参加したことのある者
- (2) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

3 募集期間

2019年2月から3月下旬にかけての都道府県又は全国的組織を持つ青少年団体等において定める期間

4 募集人員

39人

5 応募方法

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1） 1通
様式は内閣府ホームページ（<https://www.cao.go.jp/koryu/>）からダウンロードすること。
（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）
 - イ 作文（様式2） 1編
（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）
 - a テーマ
（ ）志望動機
（ ）本事業の参加青年として参加することになった場合、
事業の活動の中で何をしたいか
帰国後その経験をどのようにいかすか
を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。
 - b 字数
1,200字以内（題名、事業名及び氏名は字数に含まない。）
 - c 書式
縦A4判横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。
 - ウ 健康診断書 1通
2018年4月1日以降に受診した健康診断結果を提出すること（これより前に受診していた場合、診断書の再提出を求めることとなるため注意すること）。健康診断は医療機関で受診するもののほか、所属する大学や勤務

先で受診する定期健康診断結果でも差支えない。

(2) 提出先及び提出方法

応募者は、参加申込書、作文及び健康診断書をそろえて、都道府県の青年国際交流主管課(室)又は全国的組織を持つ青少年団体等へメールや郵送等、各主体が指定する方法により提出すること。都道府県については、原則として、応募時点の住民票住所の属する都道府県の青年国際交流主管課(室)を窓口とする。ただし、応募者の状況に応じて、住民票住所の属する都道府県以外への応募を特別に認める場合があるため()、各主管課(室)に確認されたい。また、全国的組織を持つ青少年団体等に属している者も、都道府県に提出することができるが、同時に2つの窓口に応募することはできない。

() 住民票住所の属する都道府県と実際に居所する都道府県が異なり、住民票住所の属する都道府県における選考を受けることが著しく困難な場合や、近い将来他の都道府県へ異動することが決まっている場合等

(3) その他

提出書類は返却しない。

6 選考の流れ

(1) 第1次選考

都道府県知事(又は教育長)又は全国的組織を持つ青少年団体等の代表者(以下「推薦者」という。)が、それぞれ日時、実施方法を定めて第1次選考を行う。

(2) 第2次選考

内閣府は、推薦者からの推薦に基づき第2次選考の受験者を決定し、その受験者について、第2次選考を実施する。受験票は、試験日の1~2週間前に受験者本人に送付する。

ア 科目

- a 面接試験
- b 語学試験(英会話面接)
- c 教養試験、小論文

イ 期日及び場所

<東京会場>

期日:2019年5月25日(土)

場所:中央合同庁舎第8号館(東京都千代田区永田町1-6-1)

<大阪会場>

期日:2019年6月1日(土)

場所:未定(大阪市近郊)

ウ 経費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

エ 合否結果

2019年7月上旬までに、合格者の受験番号を内閣府ホームページに掲載する。

(3) 参加条件

事業への参加決定に当たっては、事前研修、出航前研修及び帰国後研修を含む事業の全日程への参加について、本人が誓約することを条件とする(第2次選考試験時に、誓約書への記入を求める)。本誓約を行わなかった場合や事前研修に参加しなかった場合、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがある。また、第2次選考合格後は、内閣府が指定する期日までに勤務先の雇用主等(学生にあっては、学長・学部長、ゼミの担当教員等)の確認書の提出が求められる。

7 併願について

(1) 併願の条件

「世界青年の船」事業との併願を可能とするが、両事業の選考試験を受けなければならない(ただし、英会話試験に限り、免除される場合がある)。また、参加できる事業は1つの事業に限られる。

なお、日程や内容の相違の程度から、その他の事業との併願はできない。

(2) 提出書類

併願を希望する場合は、参加申込書には必ず希望順位を記入し、作文を応募事業1つにつき1編作成すること。

健康診断書は1通の提出で可(作文以外の各書類は、2事業に応募するために2通ずつ用意する必要はない)。

(3) 受験資格

併願受験者に対して内閣府が合格を出す際は、参加申込書の希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの合格事業を決定する。

8 留意事項

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。「帰国後その経験をどのようにいかすか」を作文に記載いただきたいのはその趣旨です。

幸い、内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いので、「日本青年国際交流機構」(IYEO)を中心とした同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>)又はIYEOホームページ(<https://www.iyeo.or.jp/>)を御覧ください。